

第 2 2 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 4 月 2 5 日 1 8 : 0 0 ~ 1 8 : 2 9

場 所 役場庁舎 会議室 2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

8 番 小山委員
9 番 鎌田委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 4 月の業務報告について
- (3) 5 月の業務予定について

4 議案

- 第 1 号 中札内村農業委員の辞任について
- 第 2 号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 農地法第 4 条による許可申請について
- 第 5 号 農地法第 5 条による許可申請について
- 第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 号 現況証明願の承認について

5 協議事項

- (1) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 5 月 2 5 日（水）午後 1 時 3 0 分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第２２回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、松島委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	大変お忙しい中、ご苦勞様でございます。 それでは、総会を始めていきたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ８番 小山委員、９番 鎌田委員、この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 私の方からですね、十勝の総会が４月１８日にありまして、各議案が決定されたわけなんですけども、その中でですね、まずは北海道の、道の方の農業会議の現在理事者として中谷さんが出てるわけなんですけども、次回も新理事候補として、中谷さんを推薦するという事になっています。 あと十勝がですね、農業会議の幹事の方の当番ということで、それにつきましては清水の土井会長にお願いするということになっております。 あと年金協議会の方なんですけども、芽室が抜けまして現在は池田だけになっているわけなんですけども、これをですね、十勝で一本化するということで、帯広だったらみんな集まりやすいのではないかなということで、新しい理事ということで、年金の方の理事を帯広の中谷さんにお願いするということになっておりまして、これにつきましても新しく幹事ということで、年金の加入率が高い、士幌の森本会長にお願いするということになっております。 あとですね、足寄の齊藤会長が改選ということでですね、新しく吉村会長に代わっております。あと齊藤会長がやりました幹事を豊頃の井下会長が引き継ぐということになっております。 あとですね、この中で議案にはないんですけども、人農地プランのことでですね、かなり厳しい意見が出ていたということで、これについてはこの会議が終わってからですね、局長から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 以上です。 その他、皆さんの方から何かございますか。
委員	（「ありません」の声）
議長	なければ、（２）４月の業務報告 及び （３）５月の業務予定について事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください。

	(2) 4月の業務報告についてですが、 4月7日十勝農業委員会連合会第1回役員会が帯広市で開催され出羽会長が出席しております。 4月18日、十勝農業委員会連合会通常総会及び事務局協議会が帯広市で開催され、出羽会長、野原が出席しております。 通常総会では、令和3年度事業報告及び収支決算報告、監査報告がされ、いずれも報告承認されております。 また、令和4年度事業計画案及び収支予算案、役員選出等についてもそれぞれ可決決定されております。 次に(3)5月の業務予定についてですが、 5月上旬に5月臨時議会が開会予定です。 5月31日に全国農業委員会会長大会が東京で開催される予定で、合わせて来年度予定されています農地制度の改革に対する国会議員への要請行動も予定しています。 5月下旬に開催される農業委員会総会を開催予定しております。 業務報告及び業務予定は以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。
事務局長	議案第1号 中札内村農業委員の辞任について 事務局から説明願います。 議案4ページをご覧ください。 松島委員から一身上の都合により4月10日を以って辞任したい旨の届出の提出がありました。 農業委員会等に関する法律第13条の委員等の辞任の規定については、委員の正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるという内容であります。 なお、農業委員会の同意を決定後、中札内村長の同意を得て、正式辞任となります。 説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から中札内村農業委員の辞任について説明がありました。 議案第1号について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第1号 中札内村農業委員の辞任について 同意することに決定することで異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)

議長	議案第 1 号は、原案どおり同意することに決定されました。
	議案第 2 号 合意解約通知の成立状況の確認について 事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 2 号について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	議案第 2 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1) 所有権移転の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 3 号 (1) 番号 1 番について朗読説明】 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	所有権移転の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。
	1 番 島次代理 何か補足などありませんか。
島次代理	ありません。
議長	8 番 小山委員 何か補足などありませんか。
小山委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。

	質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第３号（１）所有権移転の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	議案第３号（１）所有権移転の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）賃借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第３号 （２）番号１番について朗読説明】 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書２ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第３号（２）賃借権設定の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	議案第３号（２）賃借権設定の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（３）使用賃借権設定の番号１番について事務局から説明願います。

事務局長	【議案第３号 （３）番号１番について朗読説明】 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書３ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第３号（３）使用貸借権の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	議案第３号（３）使用貸借権の１番は、原案どおり可決決定されました。 議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請について、番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料調査書４～６ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の除外手続きについては、議案２６ページ、２７ページのとおり令和３年１１月２２日付で除外手続きが完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、埤田委員、鎌田委員が行っております 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。

	2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、議案第 4 号、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 5 号について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料調査書 7 ～ 9 ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の除外手続きについては、議案 3 5 ページ、3 6 ページのとおり令和 4 年 3 月 3 1 日付で除外手続きが完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、埤田委員、八田委員が行っております 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
	2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	4 番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。

議長	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、議案第 5 号、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の番号 1 番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 6 号について朗読説明】 なお、本案件につきましては、農業従事日数など基盤強化法第 18 条第 3 項の許可要件をすべて満たしております。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 次に、議案第 7 号、現況証明願の承認について まずは番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 7 号 番号 1 番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。

	それでは番号 1 番について、現地確認委員 3 名を代表して 2 番 埜田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
埜田委員	ありません。
議長	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 次に番号 2 番について、審議をいたします。 この案件は、私、出羽が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席となりますので、議事進行を島次代理に変わります。 暫時休憩いたします。 (休憩) (出羽会長・退席) (島次代理が議長席へ・着席)
島次代理	それでは会議を再開します。 それでは番号 2 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 7 号 番号 2 番について朗読説明】
島次代理	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員 2 名を代表して 7 番 水崎委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。

水崎委員	ありません。
島次代理	それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
島次代理	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
島次代理	それでは、番号２番は原案どおり可決決定されました。 この後、議事進行を再び、出羽会長へ変わります。 暫時休憩いたします。 （出羽会長・着席）
議長	それでは会議を再開します。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項（１）その他について 事務局からはないようですが、その他 皆さんから何かございますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、５月２５日（水）、午後１時３０分から、役場庁舎でお願いいたします。
議長	次回の総会は、５月２５日水曜日の午後１時３０分からということで、開催場所は、役場庁舎でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。

委員 議長	(「ありません」の声) それではないようですので、以上で第２２回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした」の声) (１８時２９分閉会)
---------------------	---